

令和5年11月通常会議 教育厚生常任委員会  
議案説明資料



## 議案第155号

### 大津市医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

#### <改正理由>

滋賀県より子どもと障害者を対象とする医療費助成制度の拡充を行う方針が示されたことに伴い、**大津市医療費助成条例（昭和48年3月26日条例第6号）**について、**所要の改正**を行うもの

令和5年12月14日  
健康保険部保険年金課

# 大津市医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について（子どもの医療費助成制度の拡充について）



## < 拡充内容 >

○ 助成拡充対象者

中学校卒業（中3）まで ⇒ **18歳となる年度の末日まで**

○ 拡充時期 **令和6年4月診療分から**

○ 助成方法 **現物給付**

（滋賀県内の医療機関のみ。県外受診等で受給券が使用できなかった場合は償還払）

参考

○ 窓口での自己負担は現行どおり

・入院医療費：自己負担金あり－病院ごと1,000円／1日、月限度額14,000円

・通院医療費：自己負担金あり－1診療報酬明細書あたり500円／1月

○ 拡充に伴う財政負担増見込額 **約1億8,000万円（年間分）**（高校生世代 約10,000人分）

# 大津市医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について（障害者の医療費助成制度の拡充について）



## <拡充内容>

- 助成拡充対象者  
**20歳以上の人のうち、身体障害者手帳3級＋精神障害者保健福祉手帳2級の2種類所持者**  
(精神通院の医療費助成はこれまでどおり、精神科通院医療費助成事業で対応)  
**精神障害者保健福祉手帳1級所持者**  
**特別児童扶養手当1級支給対象児童**
- 拡充時期 **令和6年4月診療分から**
- 助成方法 **現物給付**  
  
(滋賀県内の医療機関のみ。県外受診等で受給券が使用できなかった場合は償還払)  
  
自己負担については前頁、(子どもの医療費助成制度の拡充について) の **参考** に記載  
(市県民税非課税世帯に属する者 自己負担なし)
- 拡充に伴う財政負担増見込額 **約400万円(年間分)** (約110人分)

# 大津市医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について（現行条例と改正（案）の助成対象者対比表）

## <助成対象者対比表>

	現行	改正（案）
子ども	15歳となる年度の末日まで	<b>18歳</b> となる年度の末日まで
障害者	身体障害者手帳1・2級所持者	身体障害者手帳1・2級所持者
	20歳未満の身体障害者手帳3級所持者	20歳未満の身体障害者手帳3級所持者
	—	<b>20歳以上の身体障害者手帳3級及び精神障害者保健福祉手帳2級所持者</b>
	6歳となる年度の末日経過後の20歳未満の身体障害者手帳4級で療育手帳B2所持者	6歳となる年度の末日経過後の20歳未満の身体障害者手帳4級で療育手帳B2所持者
	療育手帳A1・A2・B1所持者	療育手帳A1・A2・B1所持者
	—	<b>精神障害者保健福祉手帳1級所持者</b>
—	<b>特別児童扶養手当1級支給対象児童</b>	

大津市医療費助成条例（昭和48年条例第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>大津市医療費助成条例</p> <p style="text-align: right;">昭和48年3月26日 条例第6号</p> <p>注 平成6年9月27日条例第32号から条文注記入る。</p> <p>（対象者）</p> <p>第2条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する者であつて、規則で定める医療保険に関する法律（以下「医療保険各法」という。）による被保険者又は被扶養者であるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>（1）から（3）まで （略）</p> <p>（4） 障害者で、次のいずれかに該当するもの（前3号に該当する者（次項の規定により医療費を支給しないこととされる者を除く。）、規則で定める施設に入所している者、本市の区域内に所在する障害者支援施設等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設その他規則で定める施設をいう。以下同じ。）に入所したことにより、他の市町村から本市の区域内に住所を変更した者（規則で定める者を除く。）及び他の条例の規定により医療費</p>	<p>大津市医療費助成条例</p> <p style="text-align: right;">昭和48年3月26日 条例第6号</p> <p>注 平成6年9月27日条例第32号から条文注記入る。</p> <p>（対象者）</p> <p>第2条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する者であつて、規則で定める医療保険に関する法律（以下「医療保険各法」という。）による被保険者又は被扶養者であるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>（1）から（3）まで （略）</p> <p>（4） 障害者で、次のいずれかに該当するもの（前3号に該当する者（次項の規定により医療費を支給しないこととされる者を除く。）、規則で定める施設に入所している者、本市の区域内に所在する障害者支援施設等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設その他規則で定める施設をいう。以下同じ。）に入所したことにより、他の市町村から本市の区域内に住所を変更した者（規則で定める者を除く。）及び他の条例の規定により医療費</p>

の助成を受けることができる者を除く。)

ア 身体障害者手帳の交付を受け、障害程度等級表の1級又は2級に該当する者

(新設)

イ 身体障害者手帳の交付を受け、障害程度等級表の3級に該当する者で、20歳に達する日の属する月の末日を経過していないもの

ウ 児童相談所又は更生相談所において知的障害の程度が重度又は中度と判定された者

エ 身体障害者手帳の交付を受け、障害程度等級表の4級に該当し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知的障害の程度が軽度と判定された者で、6歳に達した日以後最初の3月31日を経過し20歳に達する日の属する月の末日を経過していないもの

(新設)

の助成を受けることができる者を除く。)

ア 身体障害者手帳の交付を受け、障害程度等級表の1級又は2級に該当する者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受け、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号。以下この条において「政令」という。)第6条第3項に定める1級に該当する者

ウ 身体障害者手帳の交付を受け、障害程度等級表の3級に該当する者(20歳に達する日の属する月の末日を経過した者にあつては、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、政令第6条第3項に定める2級に該当するものに限る。)

エ 児童相談所又は更生相談所において知的障害の程度が重度又は中度と判定された者

オ 身体障害者手帳の交付を受け、障害程度等級表の4級に該当し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知的障害の程度が軽度と判定された者で、6歳に達した日以後最初の3月31日を経過し20歳に達する日の属する月の末日を経過していないもの

カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第2条第1項に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童であつて、障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法

(5) 15歳に達する日以後最初の3月31日を経過していない者  
(前各号に該当する者を除く。)

(6) 及び(7) (略)

(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条第1項の規定により自立支援医療費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。以下「精神通院医療費」という。)の支給認定を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものうち、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級又は2級に該当するもの(規則で定める施設に入所している者を除く。)

2及び3 (略)

律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3に定める1級に  
該当するもの

(5) 18歳に達する日以後最初の3月31日を経過していない者  
(前各号に該当する者を除く。)

(6) 及び(7) (略)

(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条第1項の規定により自立支援医療費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。以下「精神通院医療費」という。)の支給認定を受けている者で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものうち、障害の程度が政令第6条第3項に定める1級又は2級に該当するもの(規則で定める施設に入所している者を除く。)

2及び3 (略)